

(改正案)

- (消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)
- 第四条 (略)
- 2 (略)
- 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 一・二 (略)
- 三 当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げず、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること。
- 四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によつて当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によつて連絡することを妨げること。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

第八条 (略)

2 (略)

- 3 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。)又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。)により消費者が生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であつて、当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とする。

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等)

第九条 (略)

- 2 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠(第十条の四において「算定根拠」という。)の概要を説明するよう努めなければならない。

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 (略)

2 (略)

- 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 一・二 (略)

(新設)

(新設)

第八条 (略)

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

一・二 (略)

(新設)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 (略)

(新設)

(現行法)

- 第九条 (消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)
- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは、無効とする。

二 (略)

日本經濟新聞

4月6日

水曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ㊟(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ㊟(06)7539-7111
名古屋支社 ㊟(052)243-3311
西部支社 ㊟(092)478-3300
札幌支社 ㊟(011)281-3211

日生、年金予定利率下げ

1.25
↓
0.5
%
5200
社影響

21年ぶり

給付水準維持企業に難題

日本生命保険は企業から預かる年金保険の予定利率（3面きょうのこ）を2023年4月に年1・25%から0・50%へと引き下げた。日本生命の契約企業は約5200社で、運用額は5・6兆円に及ぶ。利率の引き下げは21年ぶりであり、企業年金は掛け金の積み増しや運用実績に応じた仕組みへの変更などを迫られそうだ。背景には超低金利の長期化があり、他社も追随する可能性がある。

日本の年金制度は、3階建ての構造になっている。1階部分は20～59歳が加する国民年金（基本生命は運用難で停

止）と、2・25%程度の利回りを保証し続けるのは難しい。金利が高ければ、日本債利回りは0

つたに買入れた公社債が償還を迎えるや低金利の資産に入れ替へが進むため、運用成績は悪化しやうとする。

すでに第一生命保険は21年10月に予定利率を1・25%から0・25%へ下げている。今後の焦点はほかの生保に動きが広がるかだ。明治田生生命保険は23年度まで1・25%の予定利率を守り、住友生命保険も当分は同水準の利率を維持するとしてゐるが、追従は避けられないとの見方がある。

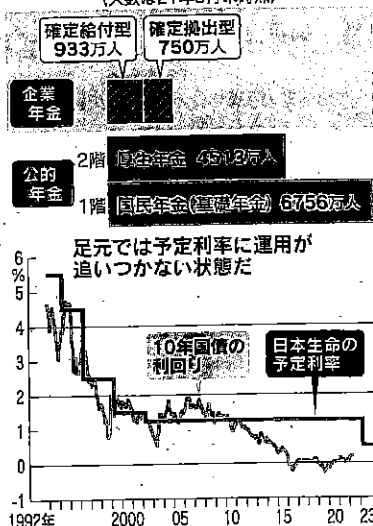
25年には新たな資本規制が導かれる。負債が時価で評価されるようになり、実際の市場金利より高い予定利回りを約束している場合、負債が膨らみやうとなる。健全性を保つため、資本の積み増しや予定利率の引き下げが検討課題だった。

企業年金連合会によると、企業が年金受給者に約束している予定利回りは平均2・11～2・2%。厚生労働省の調べでは、一定の利回りを保証する生保の年金商品が運用資産に占める割合は20%程度にのぼる。

生保が予定利率を下げるに期待するよりも低くなるため給付水準を保つての掛け金を引き上げたり、資産構成を直したりするなどの対応に迫られる。

第一生命が先行して予定利率を引き下げた際には、一部の資金が信託銀行などに流れたという。運用の責任を加人者が負う確定拠出型への移行を検討する企業も増えそうだが、顧客離れを防ぐため日本生命は配当金も含めた実質的な利回りの向上を目指してゐる。

企業年金は公的年金を補完
(人数は21年3月末時点)



は前者の確定給付型だ。
確定給付企業年金を採
用している企業数は約1

礎年金」で、2階部分は加入した期間や給付に依りて上乗せ給付される厚生年金だ。3階部分は任意で設けられる企業年金で、将来の支払額を保証する「確定給付型」と、運用実績で受取額が変化する「確定拠出型」に分かれる。今回の見直し対象

万2000社で、その運用額は67・5兆円にのぼる。このうち日本生命は4割を超えて5000社以上と契約があり、金ベースでみると、全体のおよそ10分の1を運用している計算になる。

日本生命は運用難で停

30年後には145・2万円増やす必要がある。足元では金利がやや上昇しているが、それでも日本10年債利回りは0・2％程度で、1・25％の利回りを保証し続けるのは難しい。金利が高

つたに買入れた公社債が償還を迎えるや低金利の資産に入れ替へが進むため、運用成績は悪化しやうとする。

すでに第一生命保険は21年10月に予定利率を1・25%から0・25%へ下げている。今後の焦点はほかの生保に動きが広がるかだ。明治田生生命保険は23年度まで1・25%の予定利率を守り、住友生命保険も当分は同水準の利率を維持するとしてゐるが、追従は避けられないとの見方がある。

25年には新たな資本規制が導かれる。負債が時価で評価されるようになり、実際の市場金利より高い予定利回りを約束している場合、負債が膨らみやうとなる。健全性を保つため、資本の積み増しや予定利率の引き下げが検討課題だった。

企業年金連合会によると、企業が年金受給者に約束している予定利回りは平均2・11～2・2%。厚生労働省の調べでは、一定の利回りを保証する生保の年金商品が運用資産に占める割合は20%程度にのぼる。

生保が予定利率を下げるに期待するよりも低くなるため給付水準を保つての掛け金を引き上げたり、資産構成を直したりするなどの対応に迫られる。

第一生命が先行して予定利率を引き下げた際には、一部の資金が信託銀行などに流れたという。運用の責任を加人者が負う確定拠出型への移行を検討する企業も増えそうだが、顧客離れを防ぐため日本生命は配当金も含めた実質的な利回りの向上を目指してゐる。